

「一川谷内郷豊澤山由来記」——解題と翻刻(二)——

森本浩雅

一、はじめに

前稿に引き続いて「一川谷内郷豊澤山由来記」の翻刻である。書誌、解題等は前稿(「日本文学研究 第45号」平成18年2月・大東文化大学日本文学会)を参考願いたい。

二、翻刻

扱又、元弘の頃、御領主大井田遠江守様御代、奥の院救世の尊像、別而御帰依不浅。天上大権現様、御崇敬尤深重也。右、大井田家と申ハ、新田義貞公の御幕下なり。

此節、新田殿御居城ハ上野国也。此時、新田殿も鎌倉北條家ヨリの依催促ニ、千早の寄手に加りける。此千早の城と申ハ、纒の小城なれ共、智謀拔群の名将、楠正成楯籠りたる城なれハ、今、日本国の勢凡百万騎(20・オ)、手を重て責るといへとも、更に弱りたる氣色もなかりければ、寄手、皆々

責めあぐんでぞ居たりけり。

然ルに、新田殿、つくく御思慮有けるハ、「今、北条家、天下の権を取るとハ乍申、敵とする所ハ後醍醐大王なり。則帝ハ君なり。北条ハ臣なり。臣として君を害するハ、反逆人と云ツべし。其、反逆を助くるハ無道なり。我、今ヨリ志をひるかへし、此所ハ病氣と云立、本国へ帰り、一族の者共も、悉く談合懸ケ、一ト分別致し可然節也」と心を決し、夫ヨリ、山深く御隠れ在す(20・ウ)大塔の宮の御在家を求め申上られけるハ、「今ヨリ義貞、御身方と可成。付てハ、是ヨリ一ト先ツ本国へ帰り、軍勢催促の便りニも致度間、何卒宮の令旨を給り度」との事なりけれハ、大塔宮殊に御悦ひましくて、「義貞の願、神妙の至也」とて、早速一書御認メ下し給へけれハ、使者ハ急キ馳帰り、彼一書を義貞エ呈しけれハ、義貞早くも押開キ見給ふに、こはいかに、令旨にてハなく論旨の文言にて、朝敵追討の儀ニて有けれハ、難有押戴キ、受

納致けり(21・オ)。

夫ヨリ義貞ハ、病氣の申立ニテ、本国上野国エこそ帰国ある。

此旨、早速越後国、御一族の方々へも申送りけれハ、「是、一大事の儀なり」とて、竊に其用意をぞ致けり。

然るに、大井田遠江守殿ハ、新田方無二の武士モソノフなりけれハ、此度、上州一左右間と等しく、早速家中の輩召集め、申出されけるハ、「扱、今度、新田殿被思召し候儀、誠心、仮初の事にあらず。一族の我々逆も必死覚語マコトハ持前なり。勿論、簀揚ケの節には人に後れず馳せ着こそ武士の本意ニテ候(21・ウ)。何卒此上は、神佛の加護力、御祈祷こそ第一也」とて、「先ツ御領分の事なれハ、豊澤山天上大権現、并ニ奥の院救世の尊像へ祈願を籠め可然」と、早々御代参の御使者を被立、信心の御祈念有。

次ニ、別當の坊舎へ立寄被申入けるハ、「此度身方一大事の義起り可申ニ付、何卒勝利を得給ふ様、一七日の御祈祷、入念ニ被修行候様ニとの君命なり」と述へけるにそ、一山悉く御請ニ及びける。

夫ヨリ御代参の御使者ハ、坊所の納所僧を呼出し、御祈祷料、入用金等御渡(22・オ)有て御帰城有けれハ、一山の衆徒不殘御見送あり。

両僧、を城近く迄御見送りの轎ニテ付添居り。其余ハ、皆山下ニテ御暇乞申上ケ帰山有時に、御使者、送りの僧に被申

けるハ、「御山ニテ何か珍敷事もあらハ、途中の興に嘶し給へ」と云。

僧答て曰、「御覽の通り、山上の坊舎殿へ念佛并ニ御経誦の外、何ニても別段御嘶し上可成儀も無之候。乍去、當春御山へ不思議の男兩人来り、今以、下別當方ニ逗留仕、取立て御尋の儀ニ付、無遠慮御嘶し申上候。此者、耆人ハ名を大傳吾と申、年齢三十歳位ニ相見へ、身の丈ケ六尺式寸(22・ウ)、又耆人ハ、其名を小傳吾と申、年齢二十八歳の由。身の丈ケ六尺五分、兩人共山伏姿で、其力量強き事、何十人力と云事難斗。兩人共早道ニテ、一昼夜に四十里の道を走り、更ニ疲れたる氣色少もなし。心の正直なる事、鑑に懸たる如し。連中、有時ハ常ニ好て宝引を致します。是も、欲心ニテ致すにもあらず。式文つゝ、又ハ三文つゝ、能キ連中有て勧めニより、五文つゝ迄、其外ハ何程すゝめても不致。手前過分勝たる時ハ、其錢をまきちらし、諸人ニひろわして是を慰みとす。諸方、飛脚等入用の節に足の早きを賞翫して(23・オ)、今以、下別當ニテ氣随ニ遊ハせ置く。何国の者と云事ハ決而不名乗候。希有の者共ニテ候」と、嘶しけるにぞ、御使者馬上ニテ横手を打、「途中の一興、面白しく。併、其宝引と云ものハ、如何様の事を致せしものぞ。序に嘶し聞されよ」と有けれハ、僧答て曰、「是ハ、博奕、諸の諸勝負ニ似たる儀ニテ、ちと申上候も恐多く候得共、雑説嘶し御免と有上ハ、御嘶し可申。先ツ宝引と申ハ、六人を一ト組とし、

凡、丈ケ式尺斗りの苧繩を一所に左の手の内へ持、其尻壹筋へ玉を付置、扱六人にて繩の頭を壹筋宛引、其玉を引當テたる(23・ウ)もの、方エ、何程つゝ極通りの錢を、外五人より掻集メ取事なり」とぞ嘶しけれハ、御使者両僧の心を安からしめんためか、「夫ハ、御法度の博奕、諸の諸勝負にてハ有まし。福宝引と申にて可有。扱又、彼早道の大傳吾、小傳吾の事、只今下別當ニ逗留有事無相違哉」と入念の御尋、両僧申けるハ、「何迎、我々偽りの嘶し等可申哉」実正の旨申けれハ、「扱々、早足のものも有もの哉」と、暫く御感心の躰にて、又被仰けるハ、「左様の早道ハ、万一の時ハ殿の御用ニも可立もの也。此上、弥々大切ニいたし、滞留被致置へし。尤、右(24・オ)のもの共、衣食の儀ハ、自今、領主ヨリ無不足差送り可申間、宝引ニても、何ニても彼等か好む事をさせて、外へ不行様致し置れよと、下別當方へ急度傳られよ」と有けれハ、両僧ハ只「奉畏候」と御請有。夫ヨリ、両僧エ「可帰」とて御暇出けれハ、別れてこそハ帰山有。

御使者も夫ヨリ道を急キ、御帰城有。直様、大井田殿の御前へ罷出、今日、御天上御代参の首尾、并ニ両別當一七日の御祈願御請の次第、逸々殿へ申上、續て彼の大傳吾、小傳吾兩人の早道、今以兩人共下別當方に逗留の次第申上けれハ(24・ウ)、大井田殿、横手を打て御悦ひ、被仰出けるハ、「今度、新田殿大望の儀ハ相知れ候得共、遠路の義故、其後評儀如何決し候共、不相分、安し煩ふ所也。右兩人の如く、

早道のものを得ハ、毎日ニても上州の様子聞ん事思ひのまゝなるべし。何卒、可相成ハ、右兩人共召抱へ度」との御意なり。

其時、御家老大井田六良被申けるハ、「御意にて候得共、私内々承り候事有。彼兩人の義ハ、至て氣隨の我儘ものにて、金銀にて人の自由ニ相成候類の者にあらず。領主の威勢を以て是非召抱んとする時ハ、却て外へ遁れ可申。然ル時ハ、何の詮なき事也(25・オ)。拙者が愚安にハ、先ツ何となく彼等か氣隨に任せ、下別當方ニ置、明日ニも早飛脚入用の時ニ臨み、此方ヨリ御頼み節に御申入候ハ、彼のもの誠心を尽し、急度御用ニ立可申か」と、無憚所申けれハ、殿を始一座の諸士、皆「尤」と、此義にぞ一決セリ。

兼て、其夜、御支度有て、翌朝早々彼の大傳吾、小傳吾の方へ頼みの御使者を以て、「今度、上野国新田殿エ、一大事の御様子承り度義ニ付、早飛脚に御頼被成度」との御使也。「平生、一昼夜四十里のものハ、此度の義ハ五十里も走り候覚語(つづ)にて、相働きくれらるべし」と(25・ウ)、御頼の口上に述べけれハ、御家老の安に不違、兩人共大ニ悦ひ、勇み答ひけるハ、「平人の頼にてさへ、頼と有と、疎意ニいたせし例しなし。況や、御領主の御頼、急度承知のよし」にて、早々城下ニ至り、御用の趣承り、則、大傳吾ハ上州さして急きけり。小傳吾、「次の御用可達」とて、城下の宿所に止りけり。

去ル程に大傳吾ハ、夫ヨリ上州新田殿の御城下エ矢をつくことく馳着、様子如何と承ル所、其節、義貞公にハ御籙上ケの御評義最中成所エ、鎌倉ヨリの使ひとして出雲助親連、黒沼彦四郎入道、両使下向し、「此、新田の庄は(26・オ)富家も多く候得ハ、只五日の内、六万両の軍用金を沙汰すべし」と、火急の催促。色々日延等の儀申といへ共、少も無聞入、剩、乱妨の躰ニ付、無余儀、大勢集り防候迎の儀ニ候得共、不斗、鎌倉の使者黒沼入道をハ打殺しけり。

同役出雲介ハ、其場を通れ鎌倉へ逃げ返り、有躰を物語りけれハ、「其分ニ難差置、打手を可差遣」との取沙汰也。

しかるに、上野国にては、諸將評定ありけるハ、「黒沼入道を打殺したる上ハ、鎌倉ヨリ打手向ハ必定なり。早々備ひをなさでハ有べからず」と云も有。又、「多勢に無勢(26・ウ)の事なれハ、身方の難儀ハ眼前に候。越後の国ハ御一族も多く候得は、一ト先ツ身方諸勢、越後津張の郡エ立越、上田山を切塞き、時節を待、打て出候方可然か」など、とかく評義一決不成所、御舎弟脇谷義助殿進み出給へ被申けるハ、「扱々、不都合なる方々の御評義哉。先ツ第一、上方ヨリ帰国の砌、御綸旨を給りしハ何の為。各々、覚語ニ可有筈也。殊ニ、眼前鎌倉の使者を打殺せし事なれハ、討手の向ハ當前也。今度の儀ハ、所全運を天に任せ、早々日を定旗揚ケし、此方ヨリ先立ち、鎌倉エ打て登る(27・オ)程ならハ、却て勢の付事も有べき也。譬ひ小勢なりとも、味方の心一致す

る時ハ、軍に不勝と云事なし。先ツ、義助か所存斯の通り」と、左も勇々敷そ見へにけり。

依之、例坐の將、義助の言葉に励まされ、同音に申けるハ、「誠ニ仰の通り運ハ天にあり。たとい此身ハ粉骨さい身せらるゝ共、一寸も退くまじ。早々旗揚ケせらるべし」と、皆々、勇みすゝんて見へけれハ、御兄弟の御悦ひ不淺。依之、(元治六年五月八日)、生品明神の御前にて、籙揚け勢揃ひ可致にぞ極りけり。大傳吾ハ、此決評(27・ウ)聞と等しく、一さんに矢をつく如く越後へ帰り、先ツ大井田殿へ上州の始末逸々申通し、小傳吾を呼、兩人にて、手沢ケをいたし、新田方御一族の城々、越後の国中を兩人して、只一日の内飛ひ廻り、觸知らせしこそ希代の早道なり。

其後、兩人とも御山へも不来、行衛更ニ知れさりけり。「人間にてハ有まじ、天狗の所為成べし」との取沙汰なり。依之、越後国の御一族、里見、大井田、羽川、鳥山、田中、其外の御城主、其勢都合式千余き、第一番に新田の御勢に(28・オ)馳加り、大将の御感に預りしハ、誠ニ武士の面目此事なり。

是偏ニ、大井田殿、御信心ニより、天上大権現、并ニ奥の院救世の阿弥陀如来御尊像の加護力とこそしられけり。

扱又、新田殿、此度の籙揚ケ天運に叶へけるにや。夫ヨリ関八州の諸軍勢、日夜引もきらす馳加り、間もなく百万騎の勢と成、鎌倉エ押寄責戦へ給に(元弘三年五月二日)北条九

代の大將、相模入道、平の高時の一類不殘打亡しけり。

依之、義貞ハ、誠ニ希代の名將とぞ聞けり(28・ウ)。

足利高氏公も、同年北条家を背き官方と成けるか、追々勝利を得、京都両六波羅貢と相成しか、北条家の運の果にや、元弘三年五月九日、終に両六波羅共ニ亡ひけり。

此旨、追々、後醍醐天皇の皇居、船上エこそ御注進あり。十善万乗の居城ニ、近年は籠鳥の思ひをなし給へけるか、今一時に御運を開かせ給へ、同年六月六日、九重の帝都エ還御まし／＼けれハ、一旦世ハ静謐に(29・オ)治りけり。

然に、又間もなく、新田、足利両家の争ひ起り、国乱止時なし。新田家の御運や薄かりけん。義貞公、建武五年閏七月二日、越前国足羽と云所にて亡ひ給へけれハ、終に將軍足利尊氏公の天下となる。

新田家の天下と成時ハ、豊澤山天上大権現、倍々繁榮可成に、可悲、足利の世と成、斯衰へさせ給ふ事を。殊に、足利の世と成、當所支配の役人共無道不法の族にて新田家を守護の神佛憎しとて、社領不殘取放ち、堂社を潰さの^マ斗りなり。既に、上ミ別當ハ此時ヨリ、追々破滅ニ及けり。

然といへ共(29・ウ)元来とふとき靈場なれハ、奥の院御堂、并ニ権現様御本社、下別當の坊舎大聖院ハ、無替、相續有けるが、又、永正の頃とかや、兵乱永く打續、其上年来の凶作にて、民屋数多滅しければ、夫ニ順し、坊舎次第ニ相衰ひ、又其上に大風の節火災にて、一山不殘焦土と成。

時、乱世の事なれハ、再建を願んにも、領主の定りあらざれハ、願を上ル所なく、一山悉皆破滅となりしは此時とこそ書傳いけり(30・オ)。

されども歎きの中の悦ハ、御本地阿弥陀如来の尊像ハ、御身に少しの災ひなく在^{マシマシ}し給ふぞ不思議なり。

其訣いかにと尋るに、かゝる希代の尊像も、時節の来ルハふみ除ケ給ふ術なきものにや有けん。火災ヨリ三日以前、御堂しきりに震動して、くするゝ斗り鳴動シければ、別當早速登山す。此節の別當、彼の雲慶ヨリ廿二代、法仙法印の代なり。

夫ヨリ御堂の内に入、先ツ^マ供殿を見給へハ、扉を押開き、尊像失させ給へけり(30・ウ)。是に法印打驚き、乱氣の躰にて有けるか、三日過、火災の節、「やれかなしや」と一聲さけび、目をまわしてぞ伏しけるが、終に其儘果させ給ふとかや。

依之、下モ別當の坊舎、此節断絶す。

又、上別當ハ、先達て潰れけるとかや。其所を於に今、上別當、下モ別當と唱ひけり。

扨亦、尊像失させ給ふにより、里人一統魂氣を失ひ悔むといへとも、如何ともすへき術ハ更になし。然ルに、彼の御堂の焼跡ヨリ、三丁斗り^マ西の嶺にて、夜なく光る物有(31・オ)よし。

斯て翌日、村長を始、諸人召連れ、彼山エ行て、「如何成

ものや」と尋るに、阿弥陀如来の尊像、彼村長か懐中エ飛入給ふぞ有かたし。皆々悦、拜禮し、守立てこそ帰宅ある。

忝なくも、此尊像の御誓ひは、「若、至誠にして信心の輩あらは、親となく疎となく、現世ハ富貴繁昌、子孫永續、無病息災、寿命長久の守護神と現し、當来ニテハ九品の浄土エ導き給ふへし」との御事なり。

此尊像、谷内村、藤木氏代々相傳の(31・ウ)宝物として、至て秘蔵せし所也。併、近頃は極信心の輩依願望ニハ開帳有シもの也。

文治年中、初て尊像當山エ奉安置しヨリ、永正年中、一山不残皆潰れ迄、年数二百式拾余年。

永正四、當山皆潰れヨリ、當天保十五甲辰年迄、年曆三百十七年、合て年曆六百五拾七年なり。

文治ヨリ元弘の頃、越後国津張郡、上大井田之郷、号ス二川谷内之神社、(32・オ)。

右、豊澤山救世之阿弥陀如来尊像由来、記者、昔シ文治年中、雲慶法印當山エ初て從レ奉ニ安置、元弘年鑑、御山専ら繁栄ノ事跡、且ツ永正年中、両別當皆潰れ、依て、権現様熊野原御遷座、并ニ御本地救世之尊像、藤木氏エ入家。夫ヨリ、時至ル迄、秘佛と成候次第、舊記に基キ、今年、甲辰年正月

初旬、拙キ筆を取り、始而發起之。家(32・ウ)業餘カ有折々宮々、今弥生中旬、著述シ畢。勿論、予依ニ此書、聊モ不ニ事ヲ巧ム、村内の諸子、予が家に、知レ有ニ舊記、年来、予に深く求レ之。予モ亦、絶而不能レ辞、終如レ是。嗚呼、悲哀成哉。余、生来短才愚蒙にして、學業疎輩の徒、文字の過失可レ多。後覽の諸子、誰、是ヲ深く咎むる事なからんことを乞願ふ而已。

示時 天保十五 甲辰年 北越魚郡 谷内隱者

弥生吉辰 藤興字安通 謹書作之(33・オ)

藤木安通齋持倭文一卷請余為之序余祝之縷々挙越後州魚沼郡谷内邑豊沢山天上熊野ノ三社大権現本地阿弥陀如来ノ六百有餘年之來歴而其所取ノ載依古來世傳之説也蓋雖書ノ籍屬更^{判読不明}□□別不免有訛ノ謬而況世傳之記乎故不知ノ此書或有陷迂説之訛否然安ノ通好古之篤直依古來世傳之説而書之以應ニ童蒙之需ノ語曰信而好古余有感于此ノ世因冠一言云弘化三丙午ノ仲夏浪士題(33・ウ)

※翻刻終わり

○本稿作成にあたって、平成十七(2005)年八月に、津南町を訪問した。その際、津南町歴史民俗資料館の桑原様には、関連資料の複写などで大変お世話になった。この場を借りて御礼を申し上げます。